

平成27年5月12日

答申第531号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKオンデマンド会員で受信契約がない会員数（平成24年度末）、受信料支払いがない会員数（平成24年度末）」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書がいずれも存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKオンデマンドの利用は放送受信契約の締結を要件としていないため、開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月12日（第216回審議委員会）

第546号諮問、審議、答申